

伊佐市耐震改修促進計画 (案)

令和 8 年 月改定
鹿児島県伊佐市

(平成 27 年 3 月策定)

目 次

I 伊佐市耐震改修促進計画策定の背景	1
I-1 計画策定の背景	1
I-2 耐震改修促進法改正の概要	2
I-3 耐震改修促進計画策定の目的	5
I-4 計画の位置付け	5
I-5 対象区域	6
I-6 計画期間	6
I-7 対象建築物	7
II 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	13
II-1 建築物所有者の意識の把握	13
II-2 想定される地震の規模、被害の状況	14
II-3 伊佐市内の耐震化の現状	31
II-4 耐震化の目標の設定	34
II-5 優先的に耐震化を進める区域に関する事項	36
III 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	37
III-1 耐震診断・改修の促進に係る基本的な取り組み方針	37
III-2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要	37
III-3 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	38
III-4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	40
IV 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識普及に関する事項	41
IV-1 被害予測調査及び地震防災マップの作成・公表	41
IV-2 相談体制の整備	41
IV-3 市民への啓発及び情報提供	42
IV-4 リフォームに併せた耐震改修の誘導策	43
IV-5 自治会等との連携に関する事項	43
V その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	44
V-1 鹿児島県との連携	44
V-2 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要	44
V-3 計画の検証	44

I 伊佐市耐震改修促進計画策定の背景

I-1 計画策定の背景

我が国は世界でも有数の地震国であり、今まで起こった多くの地震により、我々の生活は多大な被害を受けている。平成7(1995)年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、死者数6,434人と多くの尊い命が奪われた。地震による直接的な死者数は5,502人であり、この約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊による窒息死、圧死であったとされている。

国はこの教訓を踏まえ、平成7(1995)年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(同年10月27日法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。)を公布し、同年12月に施行した。

しかし、その後も平成16(2004)年10月の新潟県中越地震や平成17(2005)年3月の福岡県西方沖地震、平成19(2007)年3月の能登半島地震、平成19(2007)年7月の新潟県中越沖地震、平成23(2011)年3月の東日本大震災、平成28(2016)年4月の熊本地震、平成30(2018)年6月の大坂府北部地震、さらには令和6(2024)年1月の能登半島地震など、大規模な地震が相次いで発生しており、これまで地震発生の可能性が低いとされてきた地域において大地震が頻発している。

中央防災会議は、平成17(2005)年3月30日に「地震防災戦略」を決定し、この計画の中で、東海地震、東南海・南海地震の被害想定の死者数及び経済被害額を今後10年間で半減させるという減災目標を定めるとともに、住宅や特定建築物の耐震化率の目標を設定した。

このような背景の下、耐震改修促進法は、平成25(2013)年の大規模建築物の耐震診断義務化などの改正を経て、令和3(2021)年には国の基本方針の変更が行われた。国の基本方針では、「住宅・建築物の耐震化促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。」とうたわれており、「行政は所有者等の取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。」と示された。

これを受け、鹿児島県では平成17年度改正耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づく「鹿児島県耐震改修促進計画」を平成19(2007)年7月に策定し、国の基本方針の見直しや鹿児島県内の耐震化の進捗状況を踏まえ、平成29(2017)年12月、令和5(2023)年3月に改定を行っている。

こうした背景を受け、伊佐市(以下、「本市」という。)では、平成27(2015)年に耐震改修促進計画を策定し、耐震化の現状を把握するとともに、いつ発生するかわからない大規模な地震に対し、住宅や建築物の耐震化をこれまで以上の迅速さで促進し、市民の生命や財産を守るために、具体的な耐震化の目標及び目標達成のために必要な施策等を定め、耐震化に取り組んできた。

このような中、国や鹿児島県の計画改定、令和6年能登半島地震等の教訓、本市における耐

震化の進捗状況等を踏まえて耐震化の目標を再設定し、施策をより一層推進するため、計画の見直しを行う。

I-2 耐震改修促進法改正の概要

改正の概要は下図に示すとおりであり、「計画的な耐震化の推進」「建築物に対する指導等の強化」「支援措置の拡充」がポイントとしてあげられる。



南海トラフ巨大地震や首都直下型地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視。

南海トラフの巨大地震の被害想定 (H24.8 内閣府)
建物被害約94万～240万棟、死者数約3～32万人

建築物の耐震化を加速するため、施策の強化は喫緊の課題

平成25年11月 耐震改修促進法の改正

耐震診断の義務化・診断結果の公表

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等
- 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- 県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

- 耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例措置創設
- 耐震性に係る表示制度の創設
- 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定（区分所有法の特例）

支援措置の拡充

- 住宅の改修・建替え等に対する緊急支援
- 耐震診断の義務付け対象建築物に対する重点的・緊急的支援

効
果

◆住宅・建築物の耐震化を強力に促進

【法の改正に伴う国の基本方針の見直し】

- ① 住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標
 - ・令和2年までに少なくとも95%、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消
- ② 法改正の施行後、できるだけ速やかな都道府県耐震改修促進計画の改訂等

平成 30 年 6 月 18 日 大阪部北部地震が発生。
通学路等における危険なブロック塀等の安全確保対策を推進

平成 31 年 1 月 1 日改正政令施行 政令改正のポイント

要安全確認計画記載建築物対象の追加

- ・建築物に附属する塀(ブロック塀等)についても、建築物本体と同様に、耐震診断義務付けの対象に追加
- ・地方公共団体が定める期限までに診断対象を報告することを義務付け
- ・同一期限の塀ごとに地方公共団体が結果を公表
- ・避難路沿いの塀の義務付け状況を国土交通省ホームページにて公開

効
果

- ・ブロック塀の安全確保対策として、所有者等への啓発・注意喚起に加え、耐震改修促進法の枠組みを活用した継続的な取組みが可能

【法の改正に伴う国的基本方針の見直し（令和 3 年 12 月）】

①目標の見直し

○住宅に関する目標

2035(令和 17 年)までに耐震性が不十分なものを概ね解消

○建築物に関する目標※2024(令和 6)年 11 月建築物事故・災害対策部会において報告

要緊急安全確認大規模建築物※について、2030(令和 12)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消

※不特定多数の者が利用する大規模建築物等（病院、店舗、旅館、学校等）

②取組内容の充実

○住宅に関する取組

- ・利息の返済を不要とする高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン※の活用

※住宅金融支援機構と提携する民間金融機関が提供する、高齢者を対象とした住宅ローン。毎月の支払いは利息のみとし、元金は利用者の死亡時に一括返済（担保物件の売却代金など）するもの。

- ・省エネ改修等と合わせた耐震改修の促進

- ・新耐震基準導入以降の木造住宅の耐震性能検証の普及促進

○建築物に関する取組

- ・地方公共団体が指定する診断義務付け建築物に関する目標の設定

- ・避難路沿道建築物の耐震化状況の可視化（マップの作成）

I – 3 耐震改修促進計画策定の目的

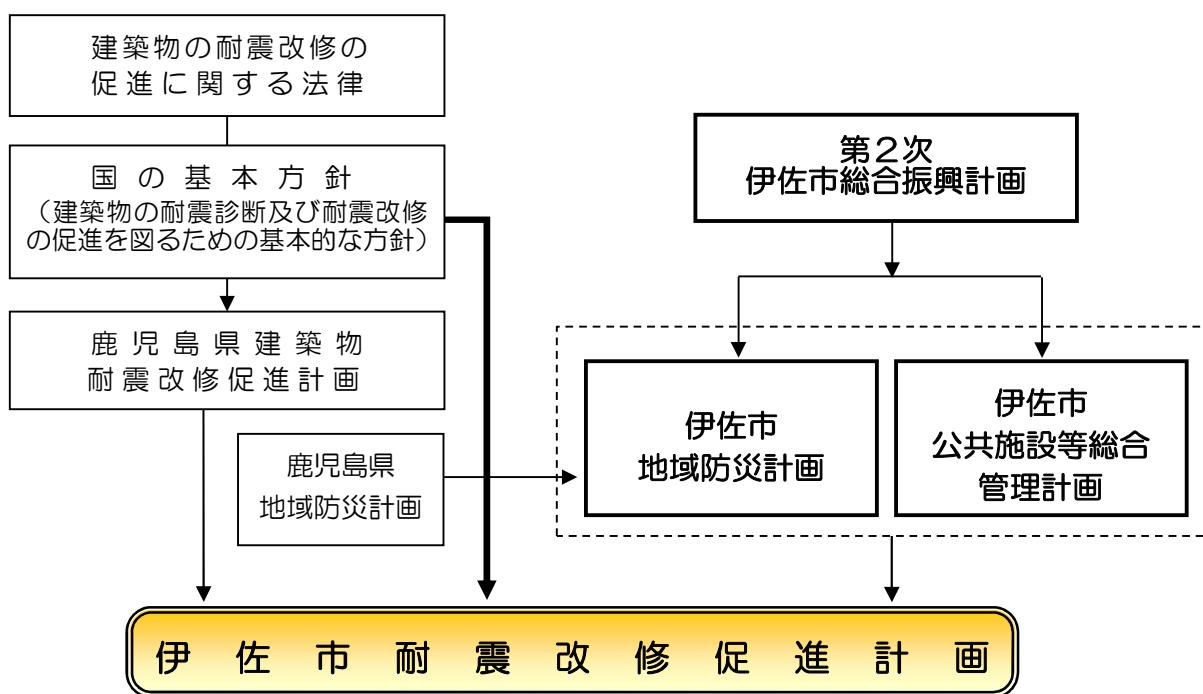
都道府県には当該計画の策定が義務付けられ、鹿児島県では平成19年7月に「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」が策定されており、県計画では、市町村においても国の基本方針と県計画の内容を勘案し、できるだけ早期に策定に努めることとされている。

こうしたことから、本市では「伊佐市耐震改修促進計画」（以下、「本計画」）を策定し、耐震化の現状を把握するとともに、具体的な耐震化の目標及び目標達成のために必要な施策等を定めるものとする。なお、目標達成に向けては、国・鹿児島県および本市の取り組みにあわせて、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として取り組むことが不可欠であり、本市では、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援するという観点から、建築物等の耐震化促進のための環境整備づくりを行い、地震による人的被害及び経済的被害を防止・軽減することを目的とする。

I – 4 計画の位置付け

本計画は、「伊佐市地域防災計画」並びに耐震改修促進法第4条の規定に基づき、国土交通大臣が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。令和7年7月最終改正。以下「基本方針」という。）を踏まえ、耐震改修促進法第6条に基づき策定する。なお、策定にあたり、「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」、「第2次伊佐市総合振興計画」、「伊佐市公共施設等総合管理計画」など既往計画との整合を図り、本市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定する。

図 「伊佐市耐震改修促進計画」の位置付け



I-5 対象区域

本計画の対象区域は、「伊佐市全域」とする。

I-6 計画期間

本計画の計画期間は、国の基本方針及び県計画との整合を図り、令和8年度から令和17年度までとする。

また、定期的に進捗を把握し、目標及び計画に応じて見直しを行うこととする。

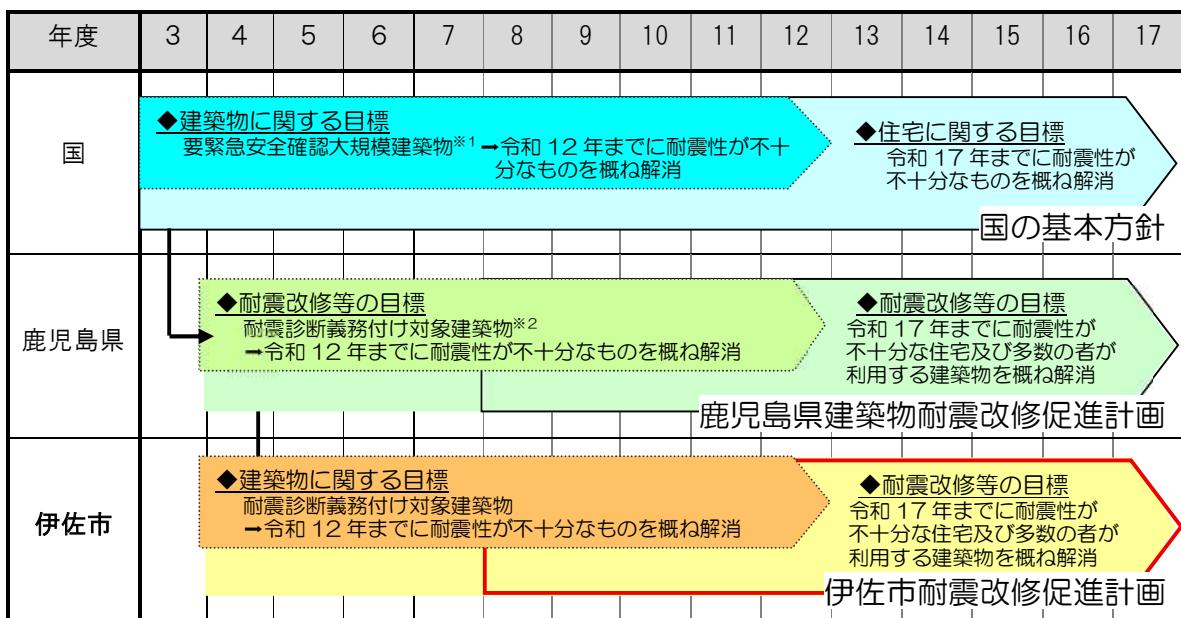


図 本計画に示す計画期間

- ※1 要緊急安全確認大規模建築物とは、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物、学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物及び一定要件以上の危険物貯蔵場等のうち、大規模なもの。
- ※2 耐震診断義務付け対象建築物とは、昭和56年5月31日以前に着工された建築物のうち、以下に示す①、②、③のいずれかに該当する建築物について、所有者は定められた期限までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられた建築物のこと
- ①要緊急安全確認大規模建築物
 - ②要安全確認計画記載建築物(防災拠点建築物)…都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物。
 - ③要安全確認計画記載建築物(沿道建築物)…地方公共団体が指定する緊急輸送道路等に接する建築物で、道路幅員の概ね2分の1以上の高さのもの。

I-7 対象建築物

(1) 本計画における対象建築物

本計画が対象とする建築物は、「住宅」、「特定既存耐震不適格建築物」を含む建築物とし、具体的な耐震化の目標や目標達成のために必要な施策等を定める。

表 本計画における対象建築物

(1) 住宅

- ・木造、鉄筋コンクリート造等の構造や所有関係を問わず、すべての住宅

(2) 要緊急安全確認大規模建築物

- ・法附則第3条第1項に示される建築物で、特定既存耐震不適格建築物のうち、政令で定める規模以上のもの

(3) 要安全確認計画記載建築物

- ・法第7条により耐震診断を義務付ける建築物。これは、法第5条第3項第1号の規定による、次の①・②に掲げる既存耐震不適格建築物のうち、対象建築物として県促進計画に示された建築物。

① 災害時に災害対策の拠点となる庁舎

② 地域防災計画に定められた避難所又は避難場所で延べ面積が1,000 m²以上の建築物

(4) 特定既存耐震不適格建築物

① 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号）

- ・幼稚園等（2階以上かつ500 m²以上）
- ・小学校、中学校、福祉施設等（2階以上かつ1,000 m²以上）
- ・その他学校、病院、集会場、図書館、ホテル、百貨店、賃貸共同住宅等
(3階以上かつ1,000 m²以上)
- ・体育館（1階以上かつ1,000 m²以上）など

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第14条第2号）

- ・火薬類、石油類、毒物、劇物等（10トン以上など）

③ 鹿児島県建築物耐震改修促進計画又は伊佐市耐震改修促進計画（本計画）に記載された道 路に接する通行障害既存不適格建築物（耐震改修促進法第14条第3号）

- ・地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑
な非難を困難とするおそれがある建築物

(2) 対象建築物の用途・規模

① 多数の者が利用する建築物

表 多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）

法	政令 第6条 第2項	用 途		特定既存耐震不適格 建築物の規模要件 (法第14条)	要緊急安全確認大規模 建築物の規模要件 (法附則第3条)				
第14 条 第1 号	第1号	幼稚園、保育所		階数2以上かつ 500m ² 以上	階数2以上かつ 1,500m ² 以上				
	第2号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の 前期課程、特別支援学校		階数2以上かつ1,000 m ² 以上（屋内運動場の 面積を含む）				
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他 これらに類するもの		階数2以上かつ1,000 m ² 以上	階数2以上かつ3,000 m ² 以上（屋内運動場の 面積を含む）				
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉 センターその他これらに類する施設							
	第3号	学校	第2号以外の学校		階数3以上かつ5,000 m ² 以上				
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに 類する運動施設							
		病院、診療所							
		劇場、観覧場、映画館、演芸場							
		集会場、公会堂							
		展示場							
		卸売市場							
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗							
		ホテル、旅館							
		賃貸住宅※（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿							
		事務所							
		博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000 m ² 以上	階数3以上かつ5,000 m ² 以上				
		遊技場							
		公衆浴場							
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンス ホールその他これらに類するもの							
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類する サービス業を営む店舗							
		工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建 築物を除く）							
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構 成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの							
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐 車のための施設							
		郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益 上必要な建築物							
	第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000 m ² 以上	階数1以上かつ5,000 m ² 以上				

※ 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置付けている。

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

表 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第2号）

政令 第7条 第2項	危険物の種類	特定既存耐震不適格 建築物の規模要件 (法第14条)	要緊急安全確認 大規模建築物の 規模要件 (法附則第3条)
第1号	火薬類	火薬	10トン
		爆薬	5トン
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
		銃用雷管	500万個
		実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
		導爆線又は導火線	500キロメートル
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
		消防法第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く)	
第14条 第2号	第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類	30トン
	第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル
	第5号	マッチ	300マッチトン ^{※1}
	第6号	可燃性ガス(第7号、第8号に掲げるものを除く)	2万立方メートル
	第7号	圧縮ガス	20万立方メートル
	第8号	液化ガス	2,000トン
	第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物	20トン
	第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	200トン

※1 マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7200個、約120kg。

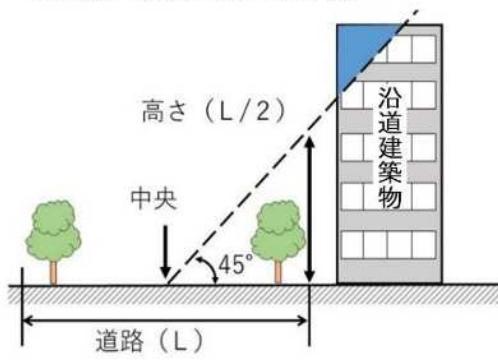
③通行障害既存耐震不適格建築物

ア) 既存耐震不適格建築物

下記の対象道路の沿道建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12m超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を超えたものを超える建築物を対象とする。

道路幅員12mを超える場合

前面道路幅員が12mを超える場合は、幅員の1/2とします。



道路幅員12m以下の場合

前面道路幅員が12m以下の場合は、6mとします。

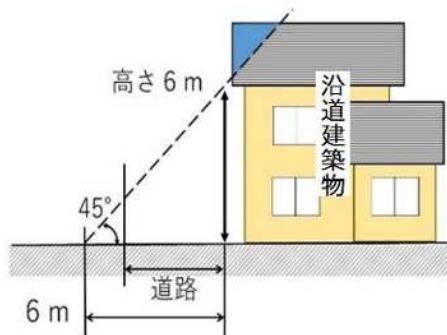


図 通行障害既存耐震不適格建築物

イ) 対象道路

a) 耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき定める道路（県計画にて指定）

鹿児島県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、第1次緊急輸送道路を基本に、次の観点から緊急かつ重点的に取り組む道路として、鹿児島県建築物耐震改修促進計画で指定したもの。

- ・市町村の区域を越えて相当多数の者の円滑な避難等に必要な道路であること。
- ・地震発生後に、広域的かつ円滑な応急対策活動に必要な道路であること。
- ・接する建築物がない自動車専用道路については除く。

b) 耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づき定める道路（県計画にて指定）

鹿児島県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき定める道路以外の道路。

- ・第1次緊急輸送道路—県庁所在地、地方中心地及び重要港湾、空港などを連絡する道路
- ・第2次緊急輸送道路—第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

図 緊急輸送道路ネットワーク計画図（令和7年3月）



■第1次緊急輸送道路

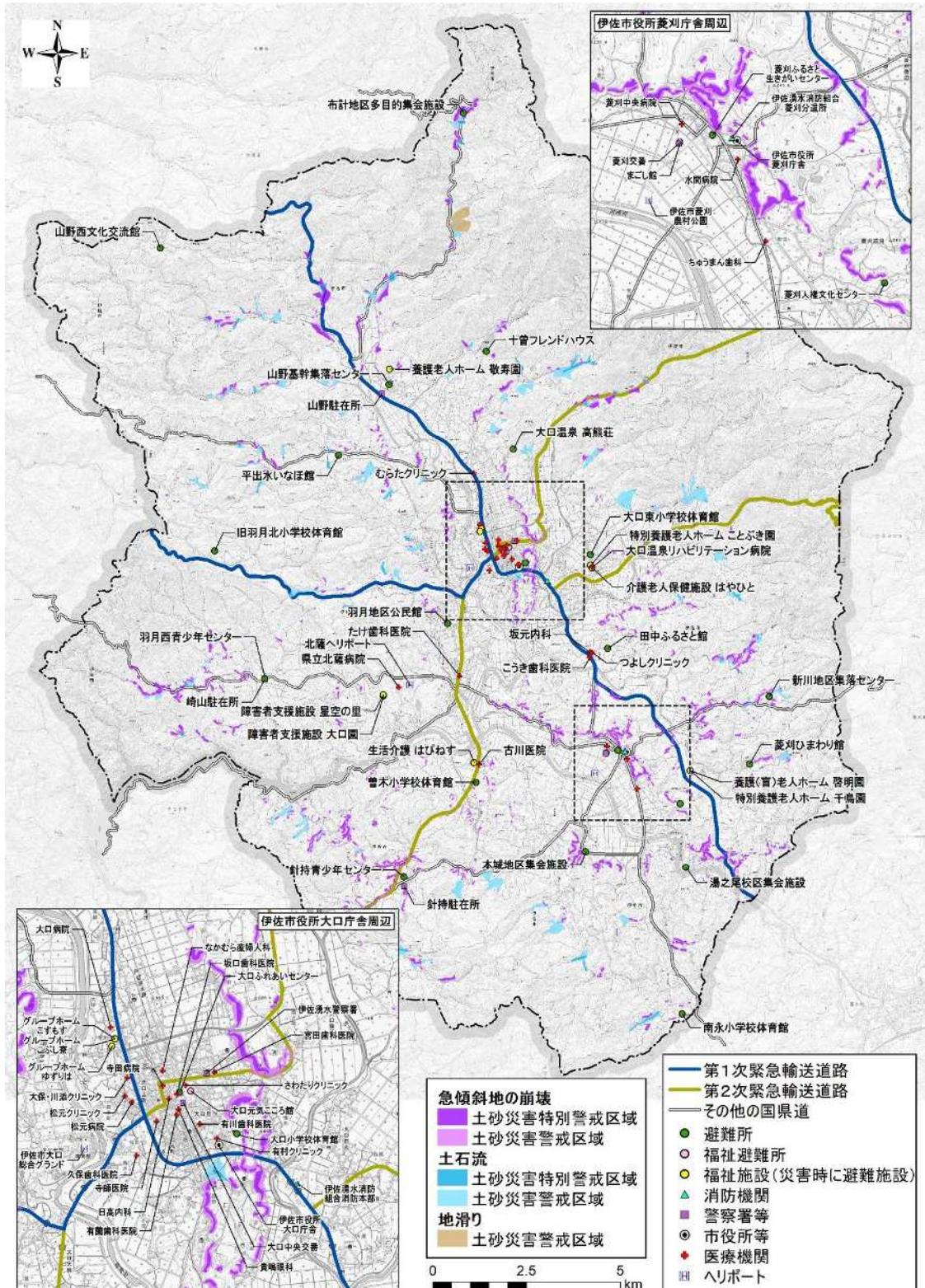
…地域間相互の連帯等、初動体制の確保に対応する路線で、県庁、県出先機関、地方生活圏中心都市の役場、空港、港湾と接続する。

■第2次緊急輸送道路

…飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給の確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対する路線で、国土交通省、公団等の出先機関、市町村役場、漁港、ヘリポート適地、自衛隊基地、消防署・消防本部、警察署、総合病院等と接続する。

※県指定の緊急輸送道路を補完するとともに、指定避難場所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図る路線については、市町村独自に緊急輸送道路として指定することができるが、今回計画改定時においては設定しない。

図 緊急輸送道路ネットワーク計画図（伊佐市拡大分）



II 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

II-1 建築物所有者の意識の把握

建築物所有者の防災意識や耐震化に対する認識等を確認するため、令和7年度に内閣府政府広報室により実施された「防災に関する世論調査」の概要を整理する。

- 調査概要 調査対象 全国18歳以上の日本国籍を有する者3,000人
有効回収数（率） 1,707人（56.9%）
調査期間 令和7年8月21日～令和7年9月28日
調査方法 郵送法
- 調査目的 防災に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。
- 調査項目

1 自然災害について	2 地震対策について
3 風水害対策について	4 家庭で準備する備蓄について
5 保険や共済の加入について	6 防災情報について
7 防災訓練について	8 被災者や被災地に対する支援活動について
9 自助、共助、公助に対する考え方について	

■調査結果

1 大地震に備えての対策…「家具・家電などを固定し、転倒・落下・移動を防止している」 (37.6%)

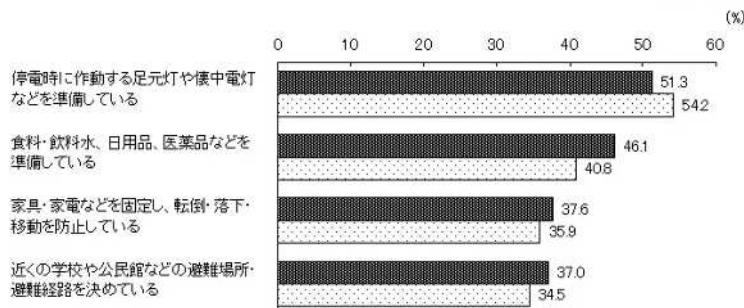


図 地震に備えての対策（一部抜粋）複数回答

2 家具・家電の転倒・落下・移動防止対策の程度

…「ほぼ全ての家具・家電などの固定ができる」(8.4%)

〔 大地震に備えてとっている対策として、「家具・家電などを固定し、転倒・落下・移動を防止している」を挙げた者に 〕

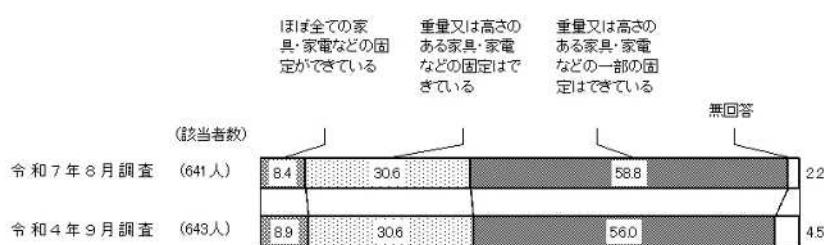


図 家具・家電の転倒・落下・異動防止対策の程度

II-2 想定される地震の規模、被害の状況

県内の活断層には、活動度A（ $1 \leq S < 10$ Sは断層の平均変位速度 m/1,000年）のものは存在せず、また、地震活動と個別の活断層の関係についても確認されていないため、過去の地震被害及び近年の地震活動に基づき想定地震を設定した。

鹿児島県地震被害予測調査報告書

平成26年2月

鹿児島県地域防災計画（地震災害対策編）

令和7年1月

（1）鹿児島県における過去の地震

県本土は過去に、日向灘から本土を通り南西にのびる島々に沿って多くの地震が発生し、多数の尊い人命が失われた事例も残されている。また、県内には、出水断層帯を初めとする活断層も存在しており、直下型地震の可能性も否定できない。

表 鹿児島県内の過去の主な地震の状況（1990年以降のものを整理）

発生年月日	震央地名等	地震の状況
平成7（1995）10.18	奄美大島近海 M ¹⁾ 6.9	震度2) 5；喜界町
平成7（1995）10.19	奄美大島近海 M6.7	震度5；喜界町
平成8（1996）10.19	日向灘 M6.9	震度5弱；鹿屋市
平成9（1997）3.26	薩摩地方 M6.6	震度5強：阿久根市、薩摩川内市、さつま町
平成9（1997）4.3	薩摩地方 M5.7	震度5強：薩摩川内市 震度5弱：阿久根市、さつま町
平成9（1997）4.5	薩摩地方 M5.2	震度5弱：薩摩川内市、さつま町
平成9（1997）5.13	薩摩地方 M6.4	震度6弱：薩摩川内市 震度5強：さつま町 震度5弱：阿久根市
平成12（2000）10.2	トカラ列島近海 M5.3	震度5弱：十島村
平成12（2000）10.2	トカラ列島近海 M5.9	震度5強：十島村
平成12（2000）10.2	トカラ列島近海 M4.6	震度5弱：十島村
平成13（2001）12.9	奄美大島近海 M6.0	震度5強：奄美市
平成20（2008）7.8	沖縄本島近海 M6.1	震度5弱：与論町
平成27（2015）5.22	奄美大島近海 M5.1	震度5弱：奄美市
平成28（2016）4.16	熊本地方 M7.3	震度5弱：長島町
平成28（2016）9.26	沖縄本島近海 M5.6	震度5弱：知名町
平成29（2017）7.11	鹿児島湾 M5.3	震度5強：鹿児島市 震度5弱：指宿市、南九州市
令和3（2021）12.9	トカラ列島近海 M6.1	震度5強：十島村
令和5（2023）5.13	トカラ列島近海 M5.1	震度5弱：十島村

（出典：鹿児島県地域防災計画資料編）

1) マグニチュード（M）……地震そのものの大きさを表す値で、揺れを感じた場所には関係しない。

2) 震度……その地点の揺れの強さを示す値で、同じ地震でも場所によって異なる。

(2) 想定地震ごとの地震動の想定結果の概要

① 鹿児島湾直下

鹿児島市、垂水市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、鹿児島市では、一部の地域で震度7に、垂水市では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。

鹿屋市、日置市、南九州市、姶良市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。

本市は、震度5弱が予想されている。

② 県西部直下

いちき串木野市では、ほぼ全域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。

鹿児島市、薩摩川内市（本土）、日置市においても、一部の地域で震度6強の揺れが想定される。南さつま市、姶良市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。

本市は、震度5弱が予想されている。

③ 甑島列島東方沖

薩摩川内市（甑島）では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。薩摩川内市（本土）、いちき串木野市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。

本市は、震度4が予想されている。

④ 県北西部直下

出水市、阿久根市、長島町では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、出水市では、一部の地域で震度7に、阿久根市、長島町では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。さつま町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。

本市は、震度5強が予想されている。

⑤ 熊本県南部

長島町では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。阿久根市、出水市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。本市は、震度5強が予想されている。

⑥ 県北部直下

霧島市、伊佐市、湧水町では、一部の地域で震度5強に達すると想定される。

⑦ 南海トラフ

鹿児島県では、内閣府（2012）の南海トラフの巨大地震モデル検討会の4ケース（基本・東側・西側・陸側）のうち、基本及び東側ケースの震度よりも、西側及び陸側ケースの震度が大きくなる。

曾於市、志布志市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。鹿児島市、鹿屋市、垂水市、霧島市、伊佐市、姶良市、さつま町、湧水町、大崎町、肝付町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。

本市は、基本、東側、西側ケースで震度5強、陸側ケースで震度6弱が予想されている。

⑧ 種子島東方沖

種子島の3市町、曾於市、志布志市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。

鹿児島市、鹿屋市、指宿市、垂水市、霧島市、南九州市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隈町、肝付町、屋久島町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。

本市は、震度5強が予想されている。

⑨ トカラ列島太平洋沖

中種子町、南種子町、屋久島町では、一部の地域で震度6弱に達すると想定される。

⑩ 奄美群島太平洋沖（北部）

喜界町では、ほぼ全域で震度6強以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。奄美大島の5市町村の多くの地域、天城町の一部の地域では、震度6弱の揺れが想定され、奄美市では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。

⑪ 奄美群島太平洋沖（南部）

徳之島の3町の多くの地域、奄美市、宇検村、瀬戸内町、伊仙町、知名町、与論町の一部では、震度6弱の揺れが想定され、徳之島町、天城町では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。

表 鹿児島県域で想定される地震による人的被害と建築物被害の状況

想定項目		想定地震	①鹿児島湾直下 (M=7. 1)	②県西部直下 (M=7. 2)	③甑島列島東方沖 (M=7. 5)	④県北西部直下 (M=7. 0)
被建 害物	全壊・焼失(棟)	12,100	13,600	1,300	3,100	
	うち火災(棟)	2,300	2,100	0	300	
人的被害	死者(人)	270	540	490	120	
	うち倒壊焼失(人)	250	530	—	120	
	うち津波(人)	10	— ^{注1}	480		
	避難者[うち避難所] (人)					
	被災1日後	42,900[25,800]	27,200[16,400]	5,800[3,700]	6,000[3,600]	
	被災1週間後	78,600[39,400]	39,700[20,000]	4,500[2,800]	14,300[7,100]	
	被災1ヶ月後	57,900[17,400]	36,000[10,800]	5,600[1,700]	10,700[3,200]	
ライフライン等被害	上水道断水(人)	265,200	91,700	6,600	54,800	
	下水道支障(人)	21,700	6,800	730	2,100	
	ガス管(戸)	25,600	2,600	0	1,300	
	停電(軒)	3,300	6,000	260	630	
	電話(回線)	3,400	4,600	230	720	
	道路施設被害(ヶ所)	390	250	60	130	
	鉄道施設被害(ヶ所)	180	140	30	80	

想定項目		想定地震	⑤熊本県南部 (M=7. 3)	⑥県北部直下 (M=7. 1)	⑦南海トラフ	⑧種子島東方沖
被建 害物	全壊・焼失(棟)	1,200	130	14,900	14,100	
	うち火災(棟)	10	0	70	500	
人的被害	死者(人)	50	—	2,000	190	
	うち倒壊焼失(人)	30	—	10	90	
	うち津波(人)	10		2,000	90	
	避難者[うち避難所] (人)					
	被災1日後	2,800[1,800]	270[160]	48,900[30,800]	37,200[22,700]	
	被災1週間後	3,600[1,900]	280[140]	47,200[28,200]	45,600[23,600]	
	被災1ヶ月後	3,200[950]	270[80]	47,800[14,300]	38,300[11,500]	
ライフライン等被害	上水道断水(人)	10,500	90	118,300	108,000	
	下水道支障(人)	680	0	10,300	7,800	
	ガス管(戸)	170	0	2,300	4,300	
	停電(軒)	100	—	2,600	820	
	電話(回線)	120	—	2,900	980	
	道路施設被害(ヶ所)	80	10	450	640	
	鉄道施設被害(ヶ所)	30	—	120	160	

注1) —:わずか

(出典:鹿児島県地域防災計画)

表 鹿児島県域で想定される地震による人的被害と建築物被害の状況（続き）

想定項目		想定地震	⑨トカラ列島太平洋沖	⑩奄美群島 太平洋沖（北部）	⑪奄美群島 太平洋沖（南部）
被建 害物	全壊・焼失（棟）		560	3,800	1,100
	うち火災（棟）		0	560	120
人的 的 被 害	死 者（人）		210	500	580
	うち倒壊焼失（人）		—	100	—
	うち津波（人）		210	400	580
	避難者[うち避難所] (人)				
	被災 1 日後	7,700[5,100]	15,500[9,900]	8,500[5,600]	
	被災 1 週間後	3,800[3,000]	15,500[9,600]	5,500[4,300]	
	被災 1 ヶ月後	7,200[2,100]	16,300[4,900]	8,100[2,400]	
	上水道断水（人）	7,500	46,800	11,200	
	下水道支障（人）	1,200	4,300	2,100	
	ガス管（戸）	510	440	120	
ライ フ ラ イ ン 等 被 害	停 電（軒）	290	2,200	1,100	
	電 話（回線）	330	2,600	1,400	
	道路施設被害（ヶ所）	70	120	110	
	鉄道施設被害（ヶ所）	—	—	—	

注1) — : わずか

(出典：鹿児島県地域防災計画)

(3) 伊佐市における被害の想定

① 伊佐市における地震規模の設定

鹿児島県地域防災計画によれば、伊佐市内では、県により想定した8つの震源の地震の内、⑦南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大の震度が予想されている。震度の大きさは、基本、東側、西側ケースで震度5強、陸側ケースで最大震度6弱が予想されている。

また、⑤熊本県南部及び⑥県北部直下でM7.1～M7.3の地震が発生した場合に、震度3～震度5強が予想されている。

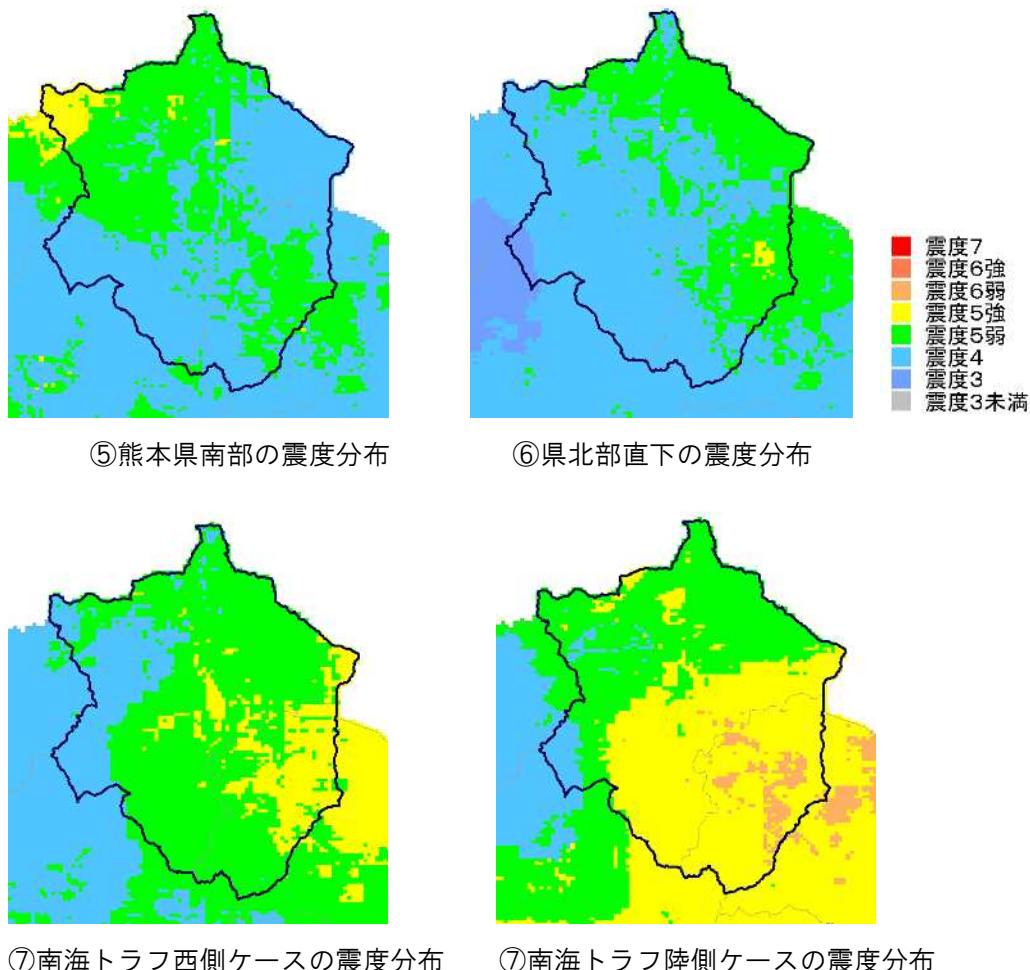


図 鹿児島県地域防災計画による震度予測（県資料を基に編集）

② 建物被害想定

ア) 地質の背景

a) 地形状況

本市は、鹿児島県の最北に位置し、西に出水市、南西にさつま町、南東に湧水町、東に宮崎県えびの市、北東に熊本県人吉市、北に球磨郡球磨村と水俣市に接している。三県を結ぶ国道 267 号、268 号、447 号の主要幹線道路が市内で交差し、これに県道、市道が放射状に走る道路網を形成している。また、周囲を国見山地などの山々に囲まれた盆地を形成しており、平地の中央部を川内川が流れ、これらの水系を中心として広大な水田が広がっている。

本市の面積は、392.56 km² であり、鹿児島県の市平均値の約 1.3 倍となっている。土地利用の状況は、市有林、県有林、国有林などの山林が市全体の 70.80% と最も多く、次いで農用地が 12.63% であり、自然的土地利用が約 83% を占めている。

b) 地質状況

伊佐市の中には大口盆地が広がり、周辺を鮮新世から更新世の火山岩類が取り囲んでいる。盆地の中には、姶良カルデラを起源とする入戸火砕流（シラスと呼ばれる）の非溶結の凝灰岩が分布し、盆地を流れる川内川の河床には加久藤火砕流の溶結凝灰岩が露出している。曾木の滝に代表される滝の多くが加久藤火砕流の溶結凝灰岩にかかっている。南東部の菱刈には、日本一の産金量を誇り、世界的に高品位な金鉱脈を持つ菱刈鉱山がある。

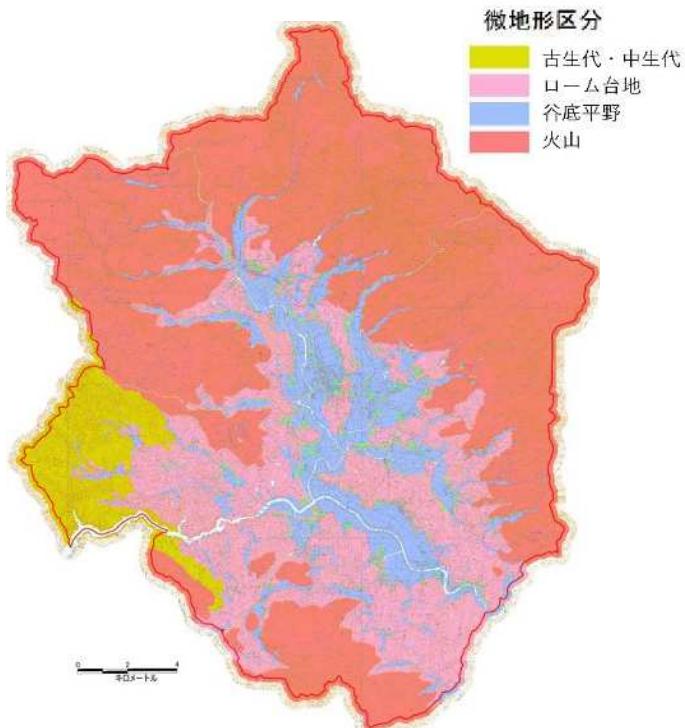


図 伊佐市地形区分図 (出典: 鹿児島フィールドミュージアム)

c) 活断層

九州中部には、「布田川-日奈久断層帯」、「出水断層帯」、「人吉盆地南縁断層」等の地震を起こす可能性がある活断層が分布しているが、伊佐市付近に震源断層としての活断層は、想定されていない。

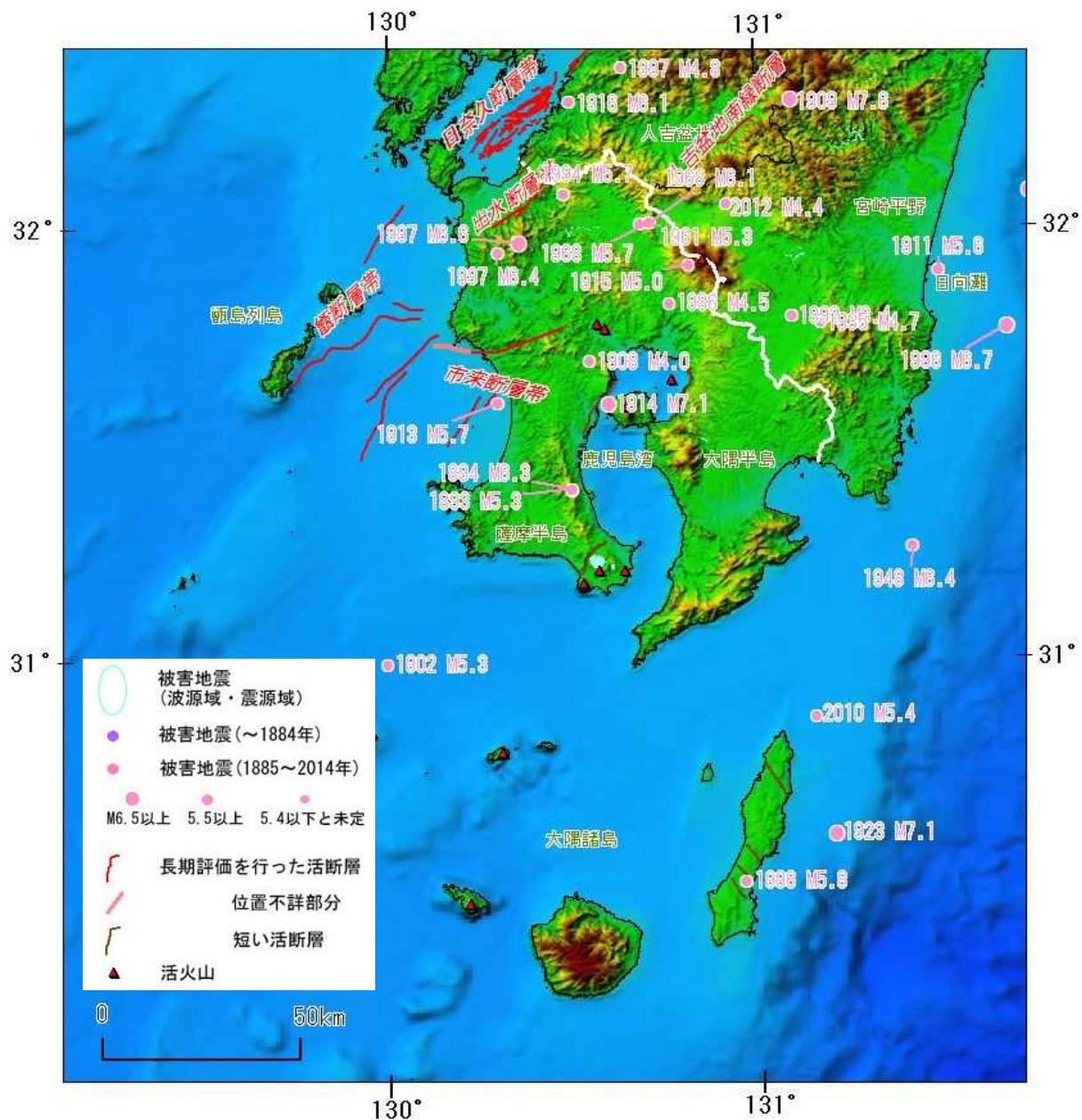


図 鹿児島県とその周辺の主な被害地震と活断層（出典：地質調査研究推進本部資料）

イ) 震度予測結果（揺れやすさマップ）

伊佐市の震度予測結果をみると、相対的に北部で低く（震度5弱）、南部で高い（震度6弱～震度5強）傾向にある。

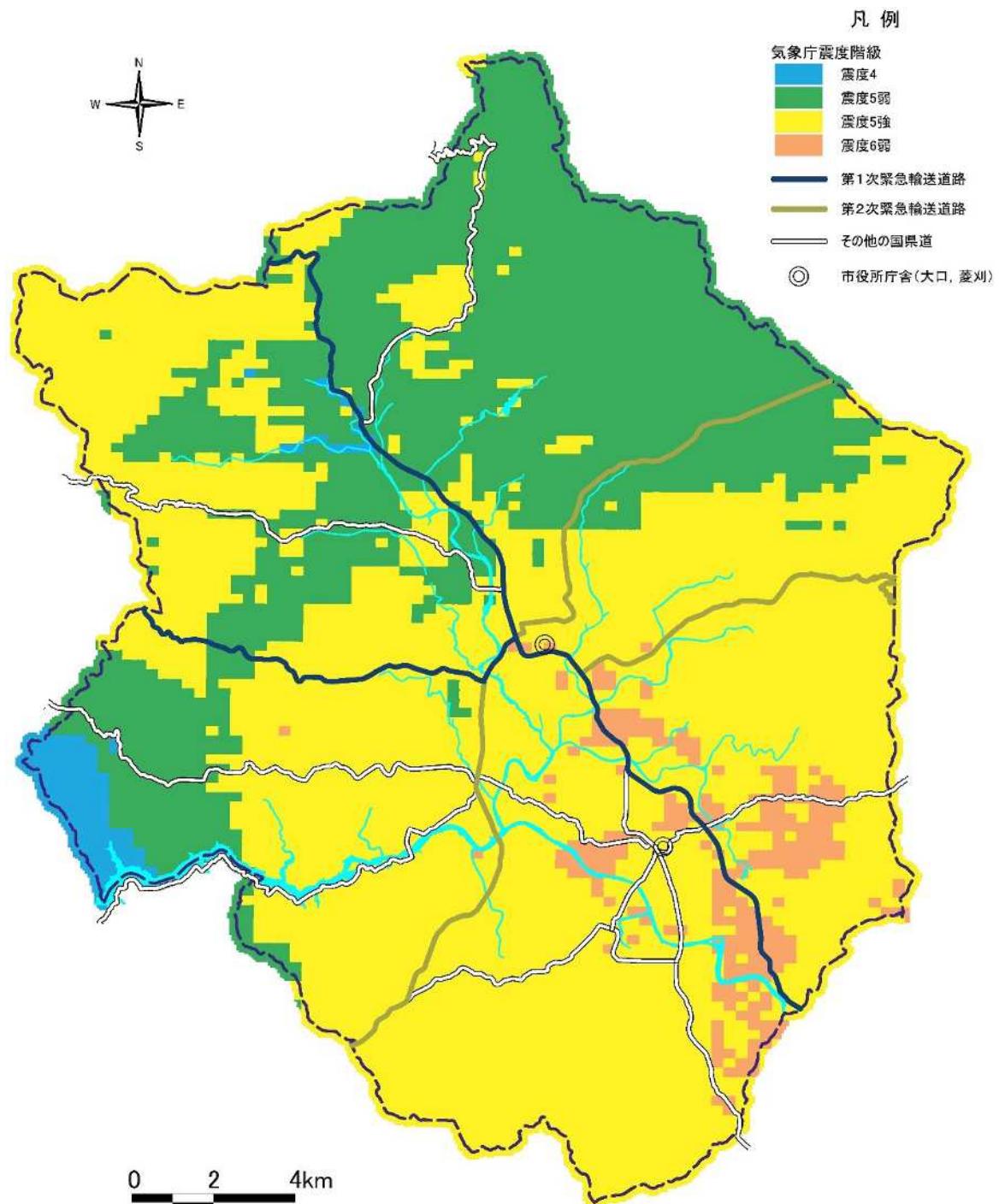


図 震度予測図（重ね合わせによる想定最大震度）

直下型の震度予測は、市域の大半が概ね6弱であると考えられる。

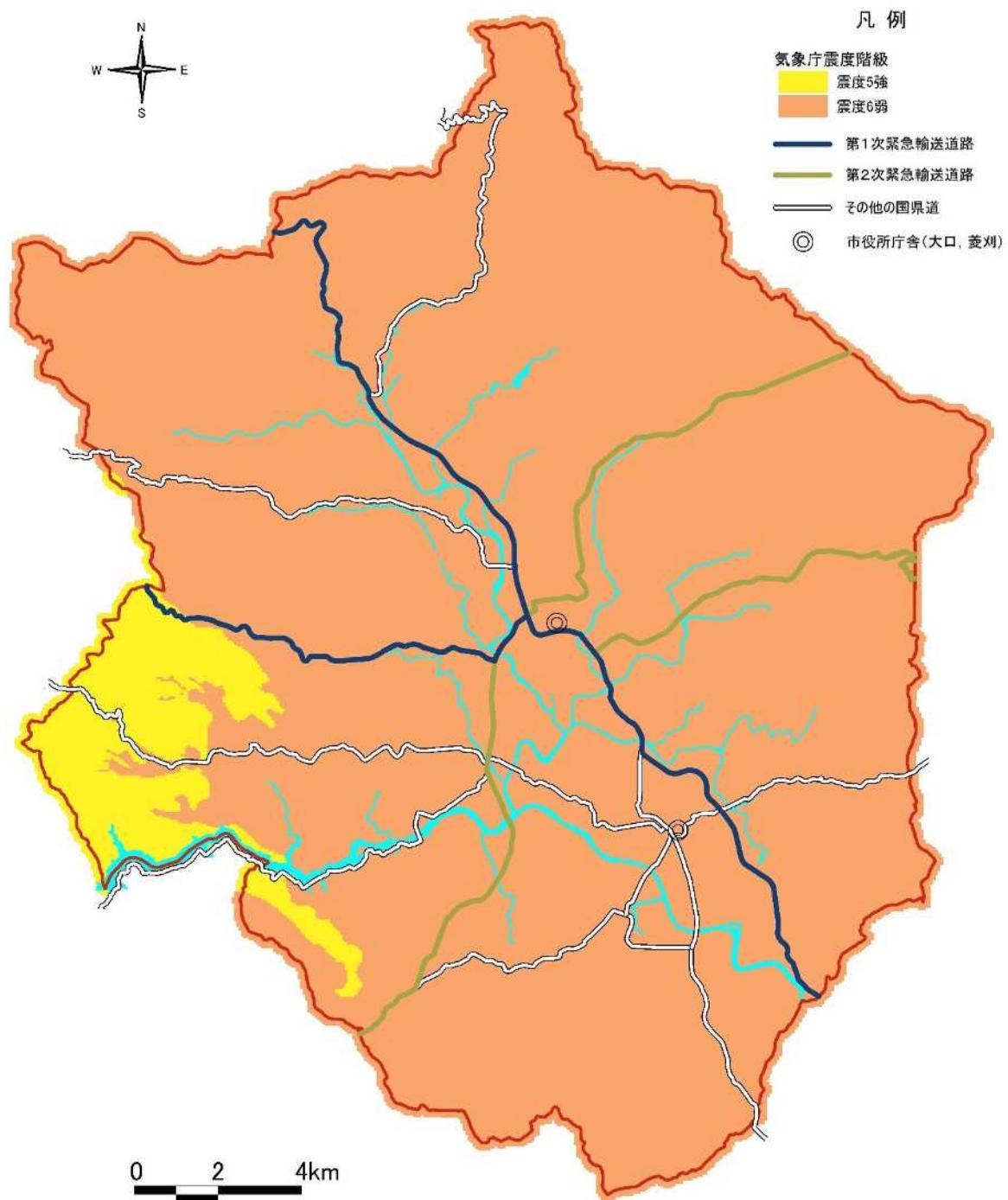


図 震度予測図（直下型地震による想定最大震度）

ウ) 地域危険度（建物全半壊率・全壊率・半壊率）予測結果

震度予測結果（揺れやすさ）と建物の構造・建築年の関係から想定される地域危険度（建物全半壊率・全壊率）を推定した結果は下図の通りである。

全半壊率は、市域の大半、特に平地部を中心に概ね 20%未満であると予測される。

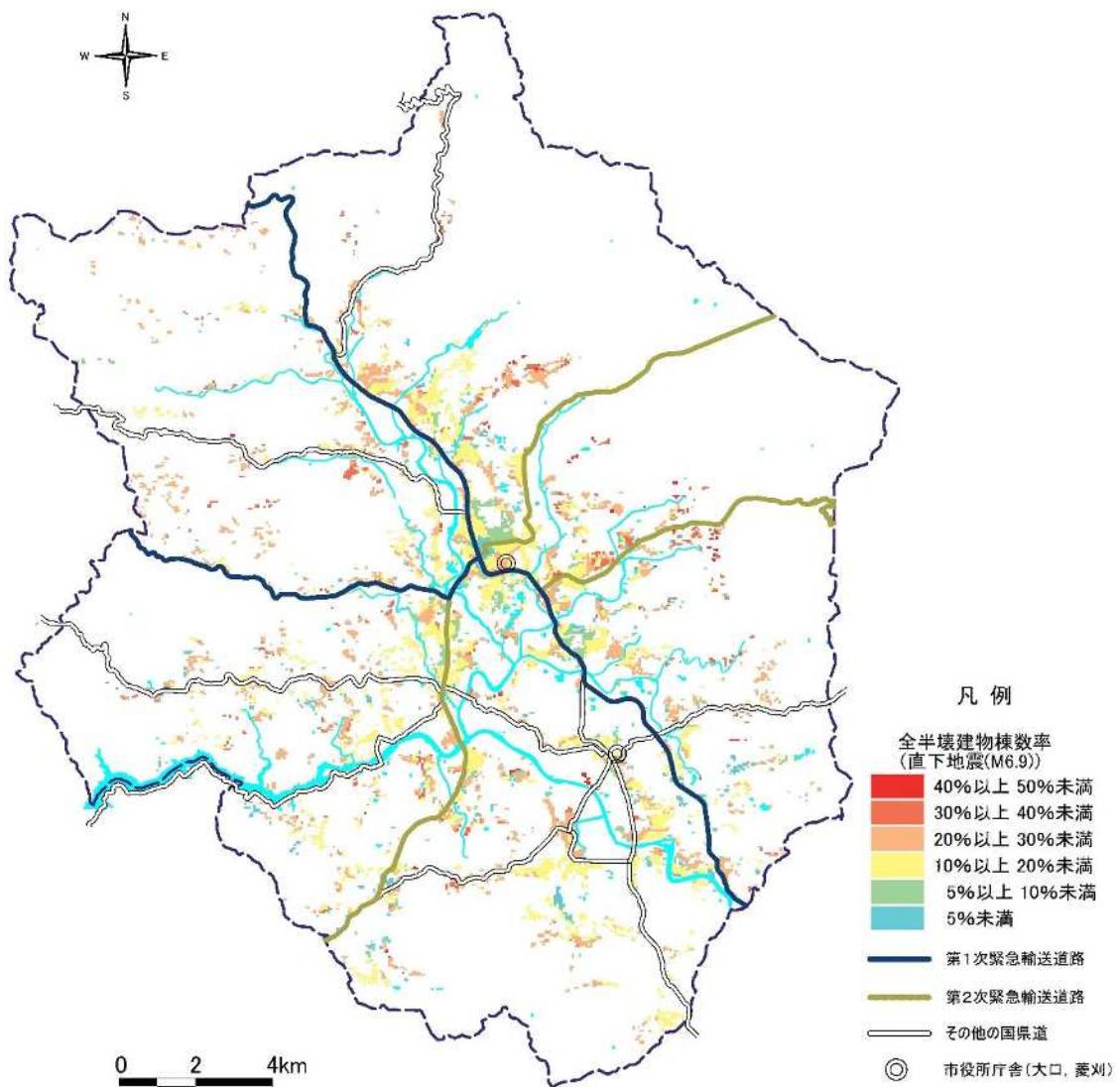


図 建物被害予測図（直下型地震発生による全半壊建物棟数率³⁾）

³⁾ 全半壊建物棟数率……全壊とは住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のもの、半壊とは住家の損部分が、その住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 20%以上 50%未満のものであり、全半壊建物棟数率とは、建物総数に対する全半壊建物棟数の割合のこと。

直下地震における建築物の全壊予測は、平地部では概ね5%未満であると考えられます。また、丘陵地の一部に相対的に全壊率が高い（10%未満）区域が点在していますが、まとまった範囲に広がっている状況にはありません。

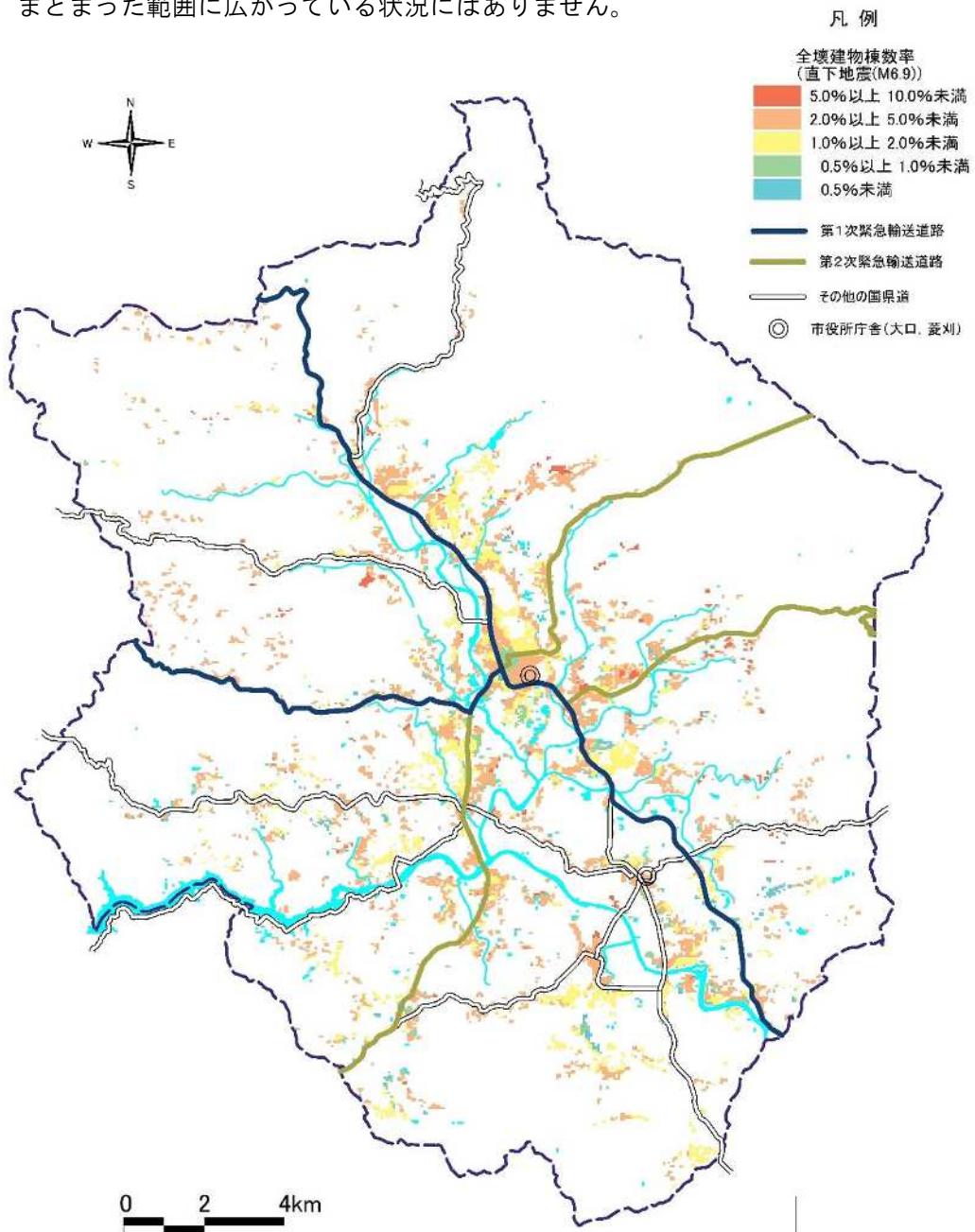


図 建物被害予測図（直下型地震発生による全壊建物棟数率⁴⁾）

4) 全壊建物棟数率……全壊とは住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものであり、全壊建物棟数率とは、建物総数に対する全壊建物棟数の割合のこと。

旧耐震建物比率⁵⁾ は、相対的に平地部で低く、丘陵地部で高い傾向にあります。

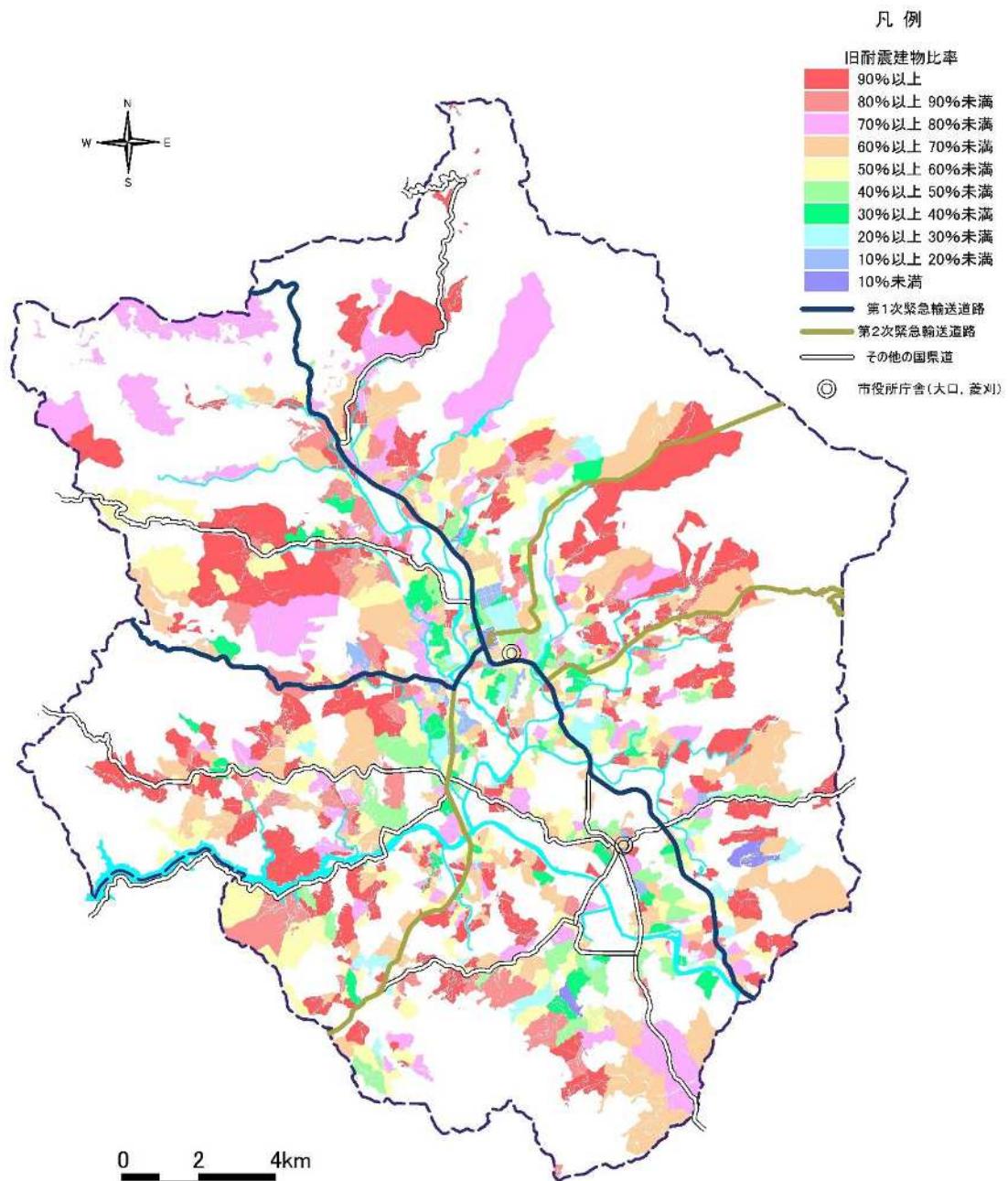


図 旧耐震建物比率

5) 旧耐震建物比率……旧耐震建物とは、昭和 56 年 5 月以前に適用されていた旧耐震基準に基づき設計された建物であり、旧耐震建物比率とは、建物総数に対する旧耐震建物棟数の割合のことである。

旧耐震建物棟数密度⁶⁾を見ると、平地部が相対的に高い傾向にあるが、大半が10棟/ha以下の状況にある。

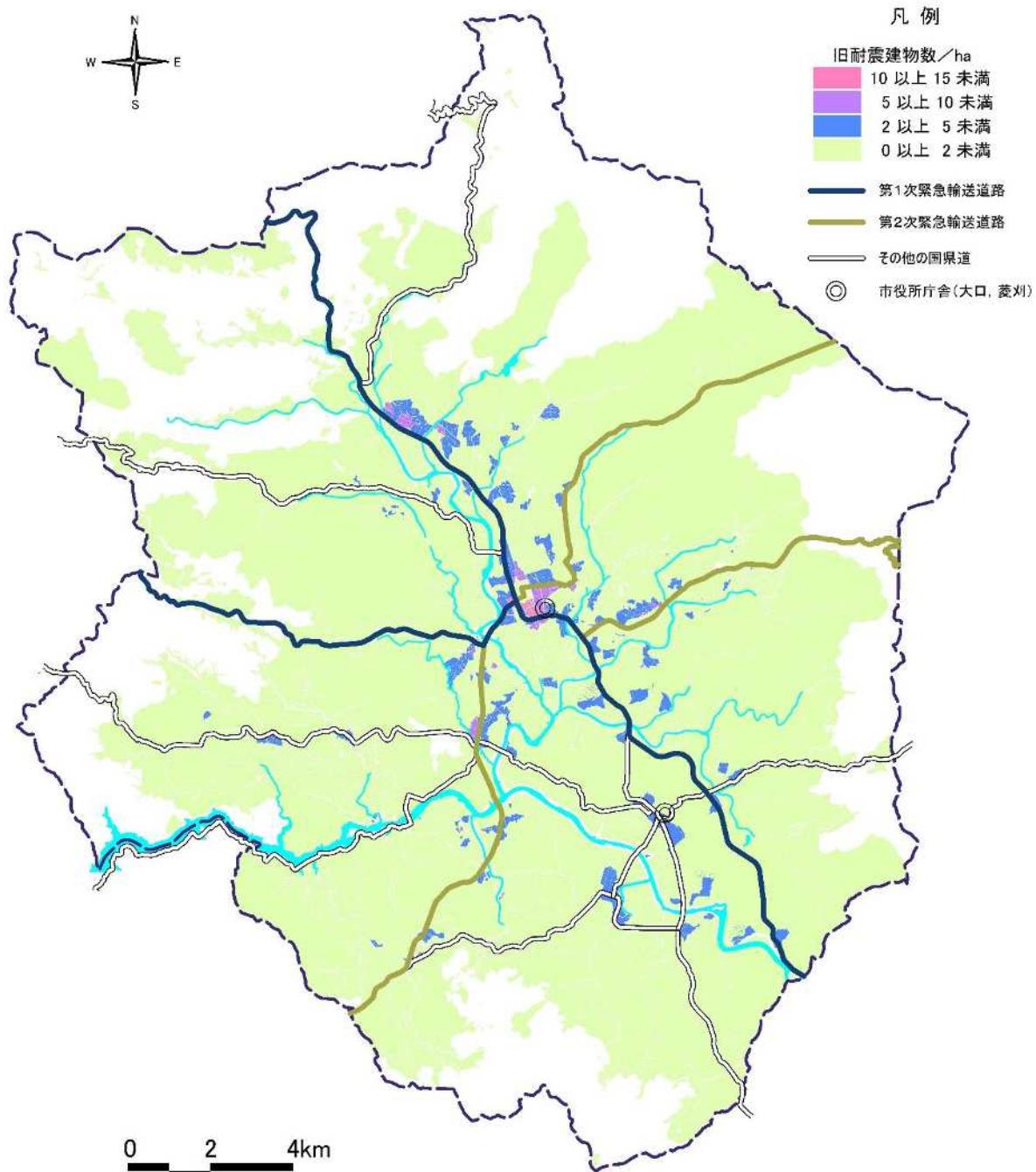


図 旧耐震建物棟数密度

6) 旧耐震建物棟数密度……旧耐震建物棟数密度とは、1ha当たりの旧耐震建物棟数のことである。

エ) 全壊・半壊棟数の被害想定

建築物の全壊・半壊棟数の被害想定を、M6.9 の直下地震を仮定した被害状況より概算で推計した結果、計算上、全半壊棟数が 2,464 棟と推定される。この内、全壊棟数は 308 棟である。

表 伊佐市直下の地震による全壊・半壊棟数（概算）

地域	建物棟数	全壊率	全半壊率	全壊棟数	全半壊棟数	半壊棟数
大口里	1,566	2.0	15.2	31	238	207
大口原田	356	2.7	19.5	10	69	59
大口大田	559	2.1	16.2	12	91	79
大口牛尾	336	2.8	21.4	9	72	63
大口木ノ氏	152	2.2	18.5	3	28	25
大口篠原	385	2.7	20.7	10	80	70
大口目丸	224	2.9	20.0	6	45	39
大口青木	394	3.3	24.9	13	98	85
大口山野	700	3.2	24.8	22	174	152
大口小木原	630	2.5	20.0	16	126	110
大口平出水	266	3.3	25.5	9	68	59
大口渕辺	41	3.4	27.2	1	11	10
大口小川内	58	2.8	22.1	2	13	11
大口下殿	544	2.4	19.0	13	103	90
大口堂崎	192	2.0	14.5	4	28	24
大口金波田	153	2.8	20.0	4	31	27
大口大島	273	1.9	14.7	5	40	35
大口鳥巣	298	2.3	18.2	7	54	47
大口白木	224	3.0	22.6	7	51	44
大口川岩瀬	70	2.0	19.8	1	14	13
大口田代	210	0.5	10.6	1	22	21
大口富人	302	2.6	21.5	8	65	57
大口曾木	519	2.1	19.2	11	100	89
大口針持	466	2.0	18.3	9	85	76
大口元町	153	2.7	18.8	4	29	25
大口上町	274	0.6	4.9	2	13	11
菱刈南浦	464	1.8	16.5	8	77	69
菱刈荒田	501	2.8	21.7	14	109	95
菱刈川南	244	1.8	15.4	4	38	34
菱刈川北	473	2.0	16.9	9	80	71
菱刈徳辺	247	2.3	18.9	6	47	41
菱刈前目	838	2.3	17.9	19	150	131
菱刈下手	154	3.0	22.9	5	35	30
菱刈花北	180	2.4	18.5	4	33	29
菱刈重留	347	1.9	15.3	7	53	46
菱刈田中	218	2.5	19.7	5	43	38
菱刈市山	247	2.7	20.6	7	51	44
市全体	13,258	2.3	18.6	308	2,464	2,156

注1) 建築物の倒壊率および倒壊棟数は、固定資産課税台帳（令和7年1月）を基に算出。

注2) 阪神・淡路大震災における西宮市・鳥取県西部地震における鳥取市、芸予地震における吳市の計測震度と全壊率・全半壊率との関係より算出。

③ 建物被害による人的被害の想定

ア) 建物倒壊による負傷者数の想定

建物倒壊による負傷者数は、阪神・淡路大震災時における建物被害率と負傷者率との関係を用いた大阪府（平成9年）の手法に従い、以下の式により算出した。

$$\begin{aligned} \text{負傷者率} &= 0.12 \times \text{建物被害率} & (0\% \leq \text{建物被害率} < 25\%) \\ \text{負傷者率} &= 0.07 - 0.16 \times \text{建物被害率} & (25\% \leq \text{建物被害率} < 37.5\%) \\ \text{負傷者率} &= 0.01 & (37.5\% \leq \text{建物被害率}) \end{aligned}$$

※建物被害率＝全壊率+1/2×半壊率

$$\bullet \text{ 建物被害率} = 0.023 + 1/2 \times 0.163 = \underline{0.1045}$$

注) 前頁表から推定（全壊率：2.3%、半壊率：16.3%、全半壊率：18.6%）

負傷者数は以下の式により算出した。なお、夜間人口については、令和7年10月1日現在の住民基本台帳より、夜間人口を22,305人とし、滞留人口については、『政府統計の総合窓口 e-Stat』より、令和2年の昼間人口比率（99.3%）を用いて、昼間人口を22,149人として計算を行った。

$$\text{負傷者数} = \text{建物内滞留人口} \times \text{負傷者率}$$

$$\begin{aligned} \bullet \text{ 夜間負傷者数} &= 22,305 \times 0.12 \times 0.1045 = \underline{280 \text{ 人}} \\ \bullet \text{ 昼間負傷者数} &= 22,149 \times 0.12 \times 0.1045 = \underline{278 \text{ 人}} \end{aligned}$$

想定地震による負傷者数は、夜間で280人、昼間で278人と推定される。

イ) 建物倒壊による重傷者数の想定

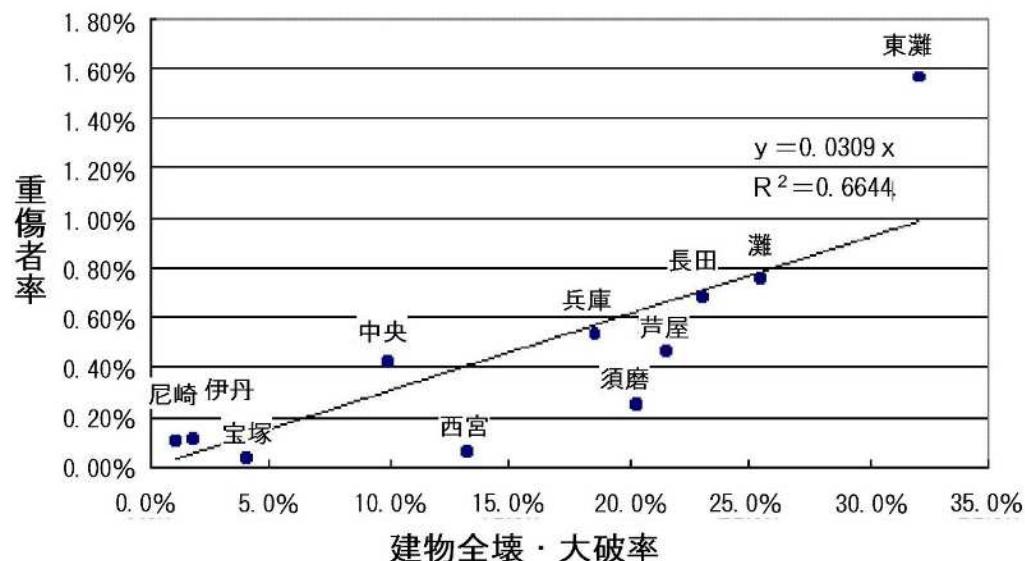
想定地震による重傷者数は、阪神・淡路大震災における市区別の建物全壊率と重傷者率との関係式より重傷者率を求め、夜間の滞留人口（全ての建物内）に乗することにより算定した。

$$\text{重傷者率} = 0.0309 \times \text{建物全壊率}$$

$$\bullet \text{ 重傷者数（夜間）} = 22,305 \times 0.0309 \times 0.023 = \underline{16 \text{ 人}}$$

重傷者数は16人と推定される。

図 建物全壊率と重傷者率の関係



(出典：内閣府防災担当作成資料引用)

II-3 伊佐市内の耐震化の現状

建築基準法及び建築基準法施行令は、昭和56年6月に大きく改正（新耐震基準⁷⁾）され、この基準により建築された建築物（以下「新耐震建築物」）は、阪神・淡路大震災やその後の大地震においても被害が少なく、概ね耐震性を有するとされている。

一方、この改正前に建築された建築物（以下「旧耐震建築物」）は、阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多くなっている。

そこで、市内の建築物について、建築年により耐震性の有無を整理し、既に耐震診断済みのものについては、その結果を考慮しながら、本市の耐震化⁸⁾の現状を整理する。

（1）住宅の耐震化の現状

本市の住宅のうち、耐震性のある木造住宅は72.4%、非木造住宅88.8%となっており、全体として73.1%の耐震化率⁹⁾となっている。

表 耐震性のある住宅の割合 (単位：棟)

分類	総数	新耐震建築物 (S56.6.1以降) 耐震性あり	旧耐震建築物 (S56.5.31以前)		耐震性のある建築物	耐震化率
			耐震性あり	耐震性なし		
木造	12,678	5,439	3,743	3,496	9,182	72.4%
非木造	580	445	70	65	515	88.8%
合計	13,258	5,884	3,813	3,561	7,374	
					9,697	73.1%

※固定資産課税台帳（令和7年1月）より集計（住宅の用途のみ抽出）。

※新耐震以前建築物のうち「耐震性あり」の数値は、国が算出した推計値（令和5年時点における昭和56年以前に建築された住宅のうち51.7%は耐震性を有する）を用いている。（出典：国土交通省ホームページ 住宅・建築物の耐震化の状況について）

（2）要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状

※本市においては、該当無し。

⁷⁾ 新耐震基準……現在の耐震基準は、昭和56年の建築基準法改正によるもので、それ以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれている。

⁸⁾ 耐震化……耐震改修や建築物の建替等により、建築物の地震に対する安全性を向上させること。

⁹⁾ 耐震化率……全建築物の中で、耐震性がある建築物の割合をいう。

(3) 要安全確認計画記載建築物の耐震化の現状

① 災害拠点の耐震化の現状

本市における該当建築物は「伊佐湧水消防組合 菱刈分遣所」1棟のみであり、「大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」との評価結果である。

② 避難所の耐震化の現状

※本市においては、該当無し。

(4) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

① 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

本市の耐震改修促進法第14条第1号に規定する「多数の者が利用する建築物」の耐震化率は、85.3%となっている。

表 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

分 類	総 数	新耐震建築物 (S56. 6. 1 以降) 耐震性あり	旧耐震建築物 (S56. 5. 31 以前)		耐震性のある建築物	耐震化率
			耐震性あり	耐震性なし		
民間建築物	7	0	2	5	2	28.6%
公共建築物	27	0	27	0	27	100.0%
合計	34	0	29	5	34	

※耐震改修促進法に基づく特定建築物調査台帳（令和7年3月末）より集計。

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の現状

※本市においては、該当無し。

③ 地震発生時に通行を確保すべき道路に接する通行障害建築物¹⁰⁾の耐震化の現状

本市の耐震改修促進法第14条第3号に規定する建築物の耐震化率は、県指定の第1次緊急輸送道路沿道の建物が100.0%、2次の緊急輸送道路沿道の建物が63.2%であり、全体で68.2%となっている。

表 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

		対象建築物		耐震化率
		新耐震建築物	新耐震以前の建築物	
第1次 緊急輸送道路沿道(県指定)	3	3	0	100.0%
第2次 緊急輸送道路沿道(県指定)	19	12	7	63.2%
合 計	22	15	7	68.2%

¹⁰⁾ 通行障害建築物……地震発生時に通行を確保すべき避難路沿道で、地震により倒壊した際に、道路の半分以上を閉塞させてしまう恐れのある一定の高さを有する建築物のこと。(10p. 参照)

II-4 耐震化の目標の設定

(1) 住宅の目標

本市人口ビジョンや住宅・土地統計調査を基に、令和17年度の住宅状況を推計すると、リフォーム等に伴う自主的な耐震化や新築・建替え等により、耐震性が不十分な住宅の更新が進み、耐震化率が95.1%になる見込みである。

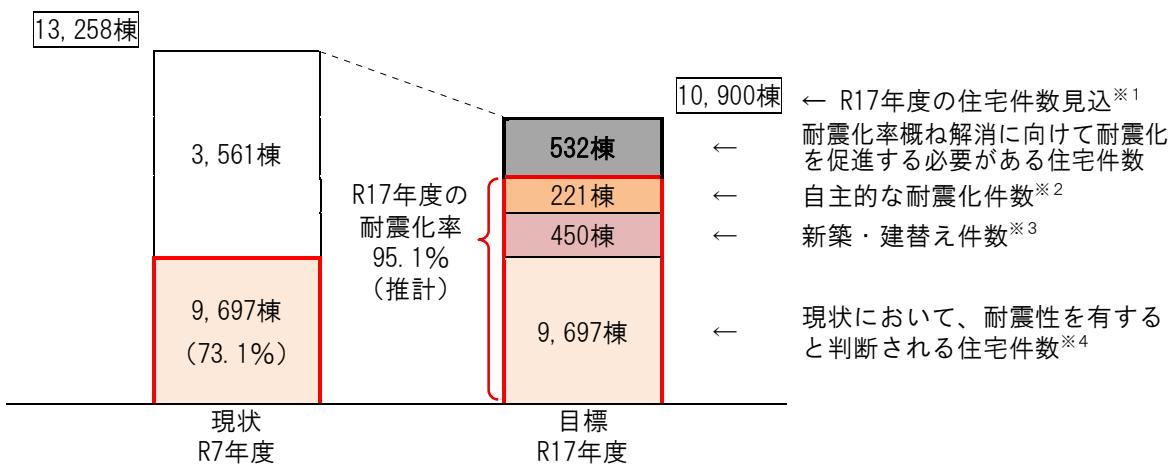
本市では、令和17年に耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目的に、さらなる耐震化推進に向けて取り組むものとする。

具体的には、旧耐震基準で建てられた住宅の所有者に対し、住宅の耐震化を促す戸別訪問や、本市のイベント等で、耐震化により生活の安全が確保されるなどを記載したパンフレット等の配布を行い、耐震化の周知・啓発を図る。

また、広報誌やパンフレット等には、旧耐震基準で建てられた住宅の耐震性の有無を確認してもらうために、木造住宅耐震診断・耐震改修工事の助成制度を案内し、耐震化を促していくものとする。

表 住宅の目標（単位：件）

	現 状				耐震化率の目標
	総 数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率	令和17年
住宅	13,258	9,697	3,561	73.1%	概ね解消



- ※1 R17年度将来世帯数より、現状の世帯数・住宅件数の関係性からR17年度住宅件数を推計。
- ※2 本市におけるH27～R4年での耐震改修件数（R5住宅・土地統計調査）より、住宅総数に対する1年間の耐震改修実施住宅割合を換算し、R8～R17年度に耐震化される住宅数を推計。
- ※3 本市におけるH31～R5.9での新築及び建替えられた住宅数（R5住宅・土地統計調査）より、住宅総数に対する1年間の新築等住宅割合を換算し、R8～R17年度に新築・建替えられる住宅数を推計。
- ※4 現状において耐震化を有すると判断される住宅については、目標年次（R17年度）においても維持されるものとする。

(2) 要緊急安全確認大規模建築物の目標

※本市においては、該当無し。

(3) 要安全確認計画記載建築物の目標

① 災害拠点

※本市においては、該当無し。

本市における該当建築物は「伊佐湧水消防組合 菱刈分遣所」1棟であり、「大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」との評価結果であるため、耐震性が不十分な建築物はない。

② 避難所

※本市においては、該当無し。

(4) 特定既存耐震不適格建築物の目標

① 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

本市の耐震改修促進法第14条第1号に規定する「多数の者が利用する建築物」については、国の基本方針及び県計画の目標設定（令和17年までに概ね解消）を踏まえ、令和17年までの耐震化の目標を概ね解消とする。

特に、災害応急対策活動に必要な施設のうち、災害応急対策の指揮や情報伝達等をする施設や、地域防災計画に救護施設・避難場所として位置付けられた建築物については、優先的な耐震化を図るものとする。

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の目標

※本市においては、該当無し。

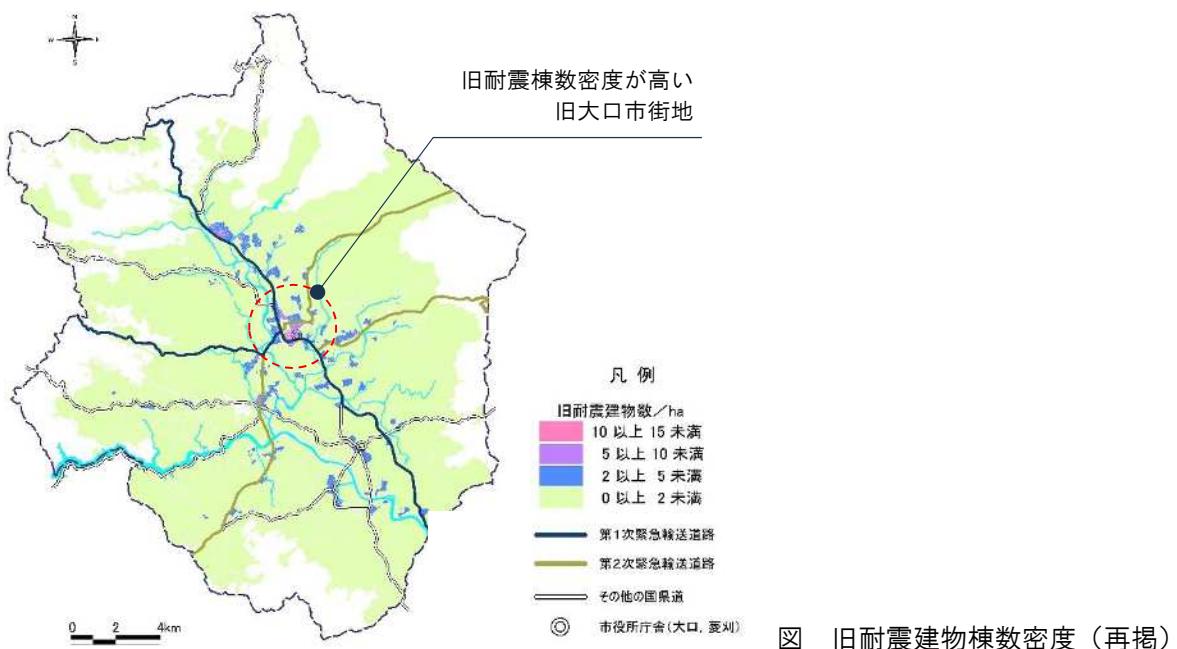
③ 地震発生時に通行を確保すべき道路に接する通行障害既存不適格建築物の耐震化の目標

県が定めた第1次、第2次緊急輸送道路沿道の通行障害既存不適格建築物については、県と連携し、当該建築物所有者へ耐震診断及び耐震改修の必要性について周知を図り、必要に応じて県から指導及び助言を受ける。

II-5 優先的に耐震化を進める区域に関する事項

これまでに整理した建物の密集状況や耐震化率の状況などを勘案し、本市における重点整備区域（＝重点的に耐震化を進める区域）としては、住宅に関する旧耐震棟数密度が高く、また、地域危険度としての全半壊率が市内でも比較的高い値を示す旧大口市街地を設定する。

なお、重点整備地区においては、本計画に定めた目標の達成に向けて、特に住宅の耐震化を加速的に促進するため、具体的な行動計画として「伊佐市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（令和8年度策定予定）に基づき、市民に対し、直接的に耐震化を促す戸別訪問や耐震化の必要性・補助制度に関する普及・啓発活動等を実施しつつ、達成状況を把握・検証・公表しながら取り組んでいくものとする。



III 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

III-1 耐震診断・改修の促進に係る基本的な取り組み方針

地震災害に対応して、建築物災害の防災対策を推進するものとし、民間建築物の耐震化の促進と防災拠点施設および公共施設等の耐震改修の促進に務める。

[1] 民間建築物の耐震化を促進するために、県との適切な役割分担により、建築物の所有者などが耐震診断¹¹⁾及び耐震改修¹²⁾を行いやすい環境を整える。

[2] 市庁舎や消防、警察等の施設、学校、公民館及び医療機関の施設は、災害時に避難施設や物資の集積拠点等として利用される。

したがって、これらの防災基幹施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を行い、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。また、地震発生後、機能継続ができるよう、構造部材のほか、天井材、窓ガラス、照明設備、外壁等の非構造部材についても落下防止対策などの耐震化に努める。

幼稚園、保育所についても、安全性の確保を十分に図る必要性があることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。

[3] 緊急輸送道路沿道に立地する建築物等は、地震発生時に緊急輸送道路を塞ぐことがないよう、耐震化を重点的に促進する。

[4] 公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、市は、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

III-2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施したりすることにより、耐震診断の必要性を啓発する。また、建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備する。

また、国の補助制度である「住宅・建築物耐震改修等事業」等を活用するとともに、鹿児島県建築協会による助成事業（木造住宅の耐震診断費用一部負担）の活用などについて、市民に

¹¹⁾ 耐震診断……地震の揺れによって住宅・建築物が受けた被害がどの程度なのかを調べ、地震に対する安全性を評価すること。

¹²⁾ 耐震改修……新耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、基礎や柱・はり・筋交いの補強など、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備を行うこと。

普及・啓発を図る。

さらには、旧耐震基準によって建築された住宅を耐震改修する場合、耐震改修促進法に基づき、建築物所有者の負担軽減に向け、国による所得税や固定資産税の減額が受けられる。本市では、この税制優遇措置の活用促進に向け、市の広報やホームページ、パンフレット等による周知活動に取り組む。

なお、特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において消防署等の協力を得て、防災視察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

【木造住宅耐震診断・耐震改修工事補助】

概要	地震による木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、耐震診断と耐震改修工事の費用に対し、補助金を交付します。
条件	<p>対象となる住宅</p> <ul style="list-style-type: none">昭和56年5月31日以前に着工された木造の専用住宅、長屋、共同住宅または併用住宅（床面積の過半が住宅の用途であること）で、現に居住していること。地上3階建て以下であること。 <p>補助対象者</p> <p>次の①から③の要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none">木造住宅の居住者または所有者であること。木造住宅で所有者と居住者が異なる場合は、当該所有者及び居住者の双方が耐震診断や耐震改修工事の実施について同意していること。市税等を滞納していないこと。 <p>補助の要件</p> <ul style="list-style-type: none">耐震診断と耐震改修工事の設計・監理は、耐震診断技術者が所属する建築士事務所に委託すること。耐震改修工事は、耐震診断によって耐震改修が必要とされた建物であること。耐震改修工事は、主な耐震補強箇所を目視で確認できる時期に、市が行う中間検査を受けて合格すること。
補助金額	耐震診断：補助率3分の2、限度額6万円 耐震改修：補助率10分の8、限度額115万円

III-3 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

地震時の建築物の総合的な安全対策に関する取組みを示すが、これら取組みについては、市ホームページへの掲載や市広報誌の活用、マップの配布、防災関連行事での展示等により、啓発活動の充実を図る。

（1）建築物に係る二次的被害発生防止への対応

過去の地震災害においては、窓ガラス等の落下、ブロック塀の倒壊やエレベーター内の閉じ込めの被害が発生しているため、本市は県と連携し、これらの被害が発生するおそれのある建築物の所有者等に対し、必要な措置を講じるよう普及・啓発を図る。

① エレベーターの地震防災対策の推進

地震発生に伴うエレベーターの緊急停止により人が閉じ込められてしまうなどの被害

を避けるため、安全対策について改善指導に努める。

② ガラス等落下物の落下防止対策

地震時における屋外広告物、窓ガラス、外壁タイル、屋根瓦、天井、配管等非構造部材の落下防止対策、給湯設備の転倒防止対策が適切に実施されるよう、その補修指導に努める。

③ ブロック塀の安全対策

倒壊の危険性があり、周辺に被害が及ぶ可能性があるブロック塀等の所有者に対して、新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改善指導を実施する。

④ 店舗商品棚の転倒防止対策

店舗の管理者に対し、商品陳列棚の転倒防止や商品の落下防止対策の実施について、その指導に努める。

⑤ 家具の転倒防止対策

一般家庭での家具、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下事故防止のための安全装置の取り付けや家具転倒に関する危険回避の知識普及・啓発に努める。

〔家具等の転倒防止対策〕

- L型金具による家具の固定、チェーンやワイヤー、突っ張り棒などによる補強
- 防災訓練及びイベント時におけるパネルや器具の展示、パンフレット、ホームページ等により普及・啓発
- 高齢者や障害者などの災害時要援護者に対する、関係機関・団体等への普及啓発と協力・連携体制を確保

⑥ 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の防止対策

豪雨や地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を防止するため、がけ地近接等危険住宅の移転については、「がけ地近接等危険住宅移転事業補助金制度」による移転促進を図るとともに、誘導措置等の体制の整備を図る。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等を適正に執行するとともに、鹿児島県建築基準法施行条例第3条に規定された「がけ地の建築制限」に適合することにより、建築物の安全性を確認する。

(2) 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

地震により被災した建築物による二次被害の発生を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を実施することが、地震発生直後の応急対策として重要である。

大規模地震が発生した場合、市内の判定士に応急危険度判定の実施を要請する。また、市内の応急危険度判定士だけでは対応できない場合には、県内の応急危険度判定士の派遣を要請し、二次的被害発生防止に努める。



(出典：全国被災建築物応急危険度判定協議会HP)

III-4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

(1) 避難路等の指定

大規模地震の発生後、避難路沿道の住宅・建築物等が倒壊して、避難路を閉塞するがないよう、第一避難所、第二避難所への安全な避難経路の確保の観点から適切に避難路の選定を実施し、避難路沿道の建築物の耐震化の促進を図る。

(2) 緊急輸送道路の指定

大規模地震の発生後、救援・復興活動の骨格となる路線で、避難路と同様に沿道の建築物の耐震化を促進しておくことが重要な道路（「鹿児島県地域防災計画」の「震災対策編第3部第2章第10節（緊急輸送）」に記載されている緊急輸送道路ネットワーク計画における1次～2次緊急輸送道路）を緊急輸送道路とし、沿道建築物の耐震化の促進を図る。

(3) 避難路等・広域避難地周辺の不燃化の促進

緊急輸送道路や避難路の機能を十分に確保するため、沿道の耐震化促進と併せて不燃化促進等を図るよう誘導を図る。

IV 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識普及に関する事項

IV-1 被害予測調査及び地震防災マップの作成・公表

(1) 鹿児島県

県では、平成24年度から2か年計画で「地震等災害被害予測調査」を実施し、11の震源等について、地震・津波の大きさ等の災害想定を行い、それら災害想定に基づく地震動、液状化、津波高、建物被害・人的被害、ライフライン被害、生活支障（避難所避難者）について、平成25年3月に危機管理局が結果を公表している。

(2) 伊佐市

市民の地震防災等に対する意識啓発と避難・防災対策情報の提供を目的に、地震による危険性の程度および液状化の程度、避難場所や緊急輸送道路等を表示した地図（地震防災マップ）を作成し、公表する。

IV-2 相談体制の整備

耐震診断及び耐震改修に関する相談や情報提供については、以下の窓口で対応している。また、市広報誌およびホームページ等を活用し、耐震診断・改修に関する普及・啓発を行う。

(1) 相談窓口

① 伊佐市

- ・伊佐市 都市整備課

② 鹿児島県

- ・鹿児島県庁 土木部 建築課
- ・姶良・伊佐地域振興局 建設部 土木建築課

③ 建築関係団体

- ・(一社)鹿児島県建築士事務所協会
- ・(一社)鹿児島県建築協会
- ・(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター
- ・(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

(2) 相談内容

相談窓口では、建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、耐震診断、耐震改修を行う技術的な相談・情報を提供する。また、講演会の開催等、耐震診断・耐震改修等に関する普及・啓発活動に努める。

IV-3 市民への啓発及び情報提供

(1) 建築物防災週間での取り組み

本市は、建築物防災週間における防災相談窓口の開設等により、耐震改修等に関する意識啓発を図るとともに、市民に対して情報提供を実施する。また、市独自の耐震診断・耐震改修のパンフレットを地震防災マップと連携して作成するよう努める。



資料 災害ハンドブック

この複数ページのパンフレットは、東日本大震災の教訓をもとにした地震対策ガイドです。

3.11 東日本大震災の教訓を忘れない

誰にとっても他人事ではない

地震に備える

地震は、いつか必ず、しかも突然発生します。地震発生そのものをお避けことはできませんが、地震による被害を減らすための取り組みはできます。過去、地震災害の人的被害のほとんどは室内で起きています。したがって、家の中での被災リスクを最小限にすることが最も有効な災害対策です。

図解で示された対策項目：

- 家族で役割分担
- 危険場所の確認
- 家具の配置と転倒防止対策
- 非常持ち出し品の確認
- いざという時の連絡方法と連絡場所の確認
- 災害用伝言ダイヤル「171」を利用する
- 携帯電話の「災害用伝言版」を利用する

各項目には、具体的な対策方法や留意点が記載されています。

資料 広報紙による地震対策の特集記事（広報いさ 2014.03.01）

（2）市ホームページ・広報誌での広報活動

本市では、市ホームページや「広報いさ」において、耐震診断・耐震改修についての広報活動を行い、建築物の地震に対する安全性の向上や地震に対する備えに関する啓発及び知識の普及に努める。

（3）班回覧による普及啓発

本市は、班回覧にあわせて、耐震診断・耐震改修及び地震時の対応などについての普及・啓発資料を配付する等により、地震に対する安全性の向上に関して市民の理解を深めるよう努める。

（4）出前講座等の実施

本市は、市民や建築物所有者等に対して、地震時の対応について正しい知識を身につけて頂く為に、出前講座を行うなど普及・啓発活動に努める。

（5）防災訓練と連携した取り組み

本市は、「伊佐市地域防災計画」の定めに基づき行われる防災訓練等の機会を活用し、耐震化促進に関する各種対策をPRし、地震時の安全対策についての市民の理解を深めるよう努める。

IV-4 リフォームに併せた耐震改修の誘導策

所有者等が、省エネ改修やバリアフリー改修のほか一般的なリフォームに併せて耐震改修に取り組むことができるよう、（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターのリフォーム支援ネットや建築関係団体等との連携により、利用者が相談窓口において、リフォームに併せて、耐震改修を実施できるよう誘導する仕組みづくりを進める。

IV-5 自治会等との連携に関する事項

本市は、町内会や自主防災組織等と連携することで、「地区防災計画」の作成等を促進するとともに、建物の耐震化のほか、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修・撤去及び家具の転倒防止等、さまざまな地震防災対策の普及・啓発を図る。



資料 県作成パンフレット 出典：鹿児島県HP

V その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

V-1 鹿児島県との連携

建築物の耐震改修促進のための指導等（指導・助言、指示、公表、勧告・命令）は所管行政庁等が行うことと定められており、本市内における指導等は鹿児島県が行うことになる。

本市では、市内特定既存耐震不適格建築物の情報提供など県と連携・協力して耐震化を推進する。

V-2 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

建築・住宅行政連絡協議会、建築物安全安心推進協議会、関係団体等と連携して、耐震化促進に向けた広報・意識啓発活動等を実施する。

V-3 計画の検証

東日本大震災以降、地震への備えにあわせて、津波・高潮対策等も同時並行で実施する必要性が高まっているほか、地震などによる被害想定の見直しも図られている状況にある。それらの取り組み状況を考慮しながら、適切に計画・目標内容を見直していくものとする。

このため、本計画は、必要に応じて見直しを行う方針とする。